

会 議 等 結 果 報 告 書

会議区分	<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">会 議</div> ・ 打合せ ・ 協 議	文書番号	4 3 7 5
		決裁期日	令和7年1月16日
名 称	令和6年度第1回 町税等滞納整理対策本部会議		
日 時	令和7年1月7日 午前・ <div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">午後</div> 3時05分～4時15分		
場 所	安平町役場総合庁舎	傍聴者数	0名
出席者	本部長（副町長）1名、各徴収担当課12名		
会議概要 (要点記載)	<p>議 事</p> <p>① 困難事案の共同徴収について 各課共通の滞納者についてはこれまでも各担当が連携し、臨戸徴収や納付交渉を共に行ってきた経緯がある。私債権の滞納者については、税も滞納しているケースが多々あるので、これまで同様、共同で対処していくこと、町全体で滞納は許さないという姿勢を見せていくことを確認した。</p> <p>② 新規の困難事案について 新たに発生した困難事案があれば、随時共有していくことを確認した。</p> <p>③ 私債権の強制執行について 納税担当より、裁判所を通じた支払督促制度について説明。 税の公平性、さらなる徴収強化という観点から支払督促制度を活用しての債権回収を提案した。 その後、給食費担当者より、町外に転出した給食費未納者について支払督促を進めており、支払督促に至った経緯や事務の流れ等の説明をし、今後他部署においても活用していくことを確認した。</p> <p>その他</p> <p>① 町税における延滞金の徴収実績について 今年度の延滞金調定額と収入額を報告。（令和6年12月末時点） 令和6年10月より郵便料金改定により、封筒や紙代も含めると経費が格段に増えていることから、それらの経費を抑えるためにも、督促状を多く送付することの無いよう、今まで以上に期限内納付を徹底することを確認した。</p>		